

第143回 役員会（臨時）議事要旨

日時 平成25年7月25日（木） 18:35～19:13
場所 学長室

- 議題1．教員の人事事項について（資料1）（資料席上配付：回収）
- 議題2．鹿児島大学放射線安全管理規則の一部改正について（第142回教育研究評議会 資料3）
- 議題3．大学間学術交流協定の締結について（第142回教育研究評議会 資料4）
- その他

[出席委員] 6名

前田学長
（理事）島、高松、清原、住吉、渡辺

[欠席委員] 1名

（理事）大野

[オブザーバー]

坂東監事
（副学長）野呂、飯干、熊本

[事務局]

（部長）森山、油原
（課長）那加野、通山
（その他）内山、島、山下、平野、野元

議題1．教員の人事事項について（資料1）（資料席上配付：回収）

学長から、教員の人事事項に関し、本日開催の教育研究評議会で審査し、了承された審査説明書を受け、本学職員懲戒規則第7条に基づき懲戒処分書(案)が諮られ、審査の結果、処分は「諭旨解雇」とされ原案どおり了承された。

この結果、7月29日に学長から役員等列席のもと、処分対象者に懲戒処分書を交付することとされた。

なお、本事案の概要については、国立大学法人鹿児島大学職員懲戒規則第10条及び国立大学法人鹿児島大学における危機管理に関する公表基準に基づき、資料のとおり教職員及び報道機関に公表することとされた。

また、退職願提出の勧告方法、就業禁止等の処分書交付等について諮られ、審査の結果、原案どおり了承された。

議題2．鹿児島大学放射線安全管理規則の一部改正について（第142回教育研究評議会 資料3）

学長から、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」の改正に伴い鹿児島大学放射線安全管理規則を一部改正するもので、併せて文言や表現等の修正を行うとともに、担当理事について、総務担当から研究担当理事に変更するものであり、本日開催の第142回教育研究評議会で了承されたことの説明があり、審議の結果、原案

どおり了承された。

議題3．大学間学术交流協定の締結について（第142回教育研究評議会 資料4）

学長から、農学部から依頼のあった現在農学部で部局間学术交流協定を行っている2大学を含む3大学（ベトナム・アンジャン大学 エジプト・カフルアッシャイフ大学 タイ王国・国立モンクット王トンプリ工科大学）との大学間学术交流協定の締結について、本日開催の第142回教育研究評議会です承されたことの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

その他

なし

次回の役員会の開催は、（定例）平成25年9月26日（木）となった。